

令和2年4月7日

保護者様

鋸南町教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る小学校、中学校の臨時休校について
(「緊急事態宣言」前)

令和2年4月5日に、千葉県教育委員会教育長から「県立学校（高等学校、特別支援学校、県立中学校）における臨時休校の延長について（通知）」が届きました。

この通知を受け、鋸南小学校、鋸南中学校は、下記のとおり臨時休校を実施することになりましたのでお知らせいたします。

保護者様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 臨時休校を行う学校等 鋸南小学校、鋸南中学校
- 2 臨時休校の期間
令和2年4月9日（木）から令和2年4月19日（日）まで。
- 3 今後の見通し
4月 7日（火） 中入学式。昼前下校。
（中1、中2、中3、小2～小6、年長が登校・登園）
4月 8日（水） 幼・小入学（園）式。昼前下校。
（中1～中3、小1～小6、年少、年長が登校・登園）
4月 9日（木） 臨時休校開始。
4月13日（月） 今後のことについて判断。
→変更がある場合は、マチコミメールで連絡。
4月19日（日） 臨時休校終わり。
4月20日（月） 学校再開。
- 4 臨時休校中のお願い等
(1) 人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすようにお願いします。
(2) 学校から家庭学習等、課題を出します。計画的に行うよう、ご家庭でもお子さんに声かけをお願いします。
(3) 毎日、健康観察カードをつけるようにしてください。万一、お子さんが、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、濃厚接触者に特定された場合は、必ず、教育委員会にもご連絡ください。

(裏面に続きます。)

- (4) 感染者や医療従事者等に対する差別、偏見、いじめ等は、絶対にしてはいけません。ご家庭でもお子さんにご指導をお願いします。
- (5) 小学校では、これまで同様、感染症の予防に十分留意した上で、土・日を除き、預かり対応を行います。
- ・時間は、午前8時から午後3時までです。
 - ・持ち物は、お弁当、勉強道具、健康観察カード、マスクです。
 - ・スクールバスは通常どおり運行します。
 - ・学童保育所は、通常どおり開所します。
 - ・事前にお申し込みが必要です。明日8日（水）午後3時までに、教育委員会に電話（55-2120、55-4151）でお申し込みください。
 - ・中学校で預かり対応が必要な場合は、教育委員会にご相談ください。

5 緊急事態宣言について

本日、安倍首相が新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象に、1か月程度の期間とした上で、発出する予定です。

この宣言により、感染拡大を防ぐために必要とされる場合、法的根拠をもって、森田知事が、学校の休校を「要請」できるようになり、応じない場合には「指示」が出せるようになります。

今後、知事の「要請」により、休校となる学校等の校種、臨時休校の期間、小学校の預かり対応の実施等について、変更が生じる可能性があることを予めご了承ください。また、その場合には、各学校等のマチコミメールにて連絡いたします。